

医療費の助成制度

保険年金課 66 1102

医療費については、年齢や障害の程度などにより、助成を受けられる方がいます。医療費助成を受ける要件に該当する方で、まだ申請をしてない方は、保険年金課で手続きをしてくださいます。

制度	対象	助成の内容	持参するもの
乳幼児医療	・ 6歳未満の乳幼児 (誕生月の末日まで)	医療費の自己負担金(入院時の食事自己負担金は戻りません)	・ 保険証 ・ 印鑑 ・ 母子手帳
心身障害者医療	・ 身体障害者手帳 1～3級の方 ・ 腎臓機能障害の 4級の方 ・ 進行性筋萎縮症 4～6級の方 ・ 療育手帳 A・B判定の方 ・ 自閉症状態と診断されている方		・ 保険証 ・ 印鑑 ・ それぞれの手帳(自閉症状態群については精神科医の発行する診断書)
母子家庭等医療	・ 18歳未満の児童()を扶養している母または父とその児童(父母の所得制限があります) ・ 父母のいない 18歳未満の児童() 18歳到達後、最初の 3月 31日 まで対象となります。		・ 保険証 ・ 印鑑 ・ 児童扶養手当証書、前年の所得が確認できる書類
戦傷病者医療	・ 戦傷病者手帳を持っている方		・ 保険証 ・ 印鑑 ・ 戦傷病者手帳
精神障害者医療	・ 精神障害と診断され、通院医療費公費負担を受けている方	精神障害治療のため、通院した場合の医療費の自己負担分(5%)	・ 保険証 ・ 印鑑 ・ 精神障害者保健福祉手帳(通院医療費受給者番号の記載してあるもの)
	・ 精神障害者保健福祉手帳 1・2級の所持者で蒲郡市に 1年以上住所を有する方 認定申請が必要です	入院および通院に係る医療費の自己負担分の 2分の 1(入院時の食事自己負担金は戻りません)	
福祉給付金	老人保健・老人医療の受給者	老人保健および老人医療の外来・入院の自己負担分 * 寝たきり、痴ほうの方は認定が必要です * 一人暮らしの方には、聞き取り調査を行います	・ 保険証 ・ 印鑑 ・ 障害者の方は手帳 ・ 老人保健または老人医療受給者証
	障害者、戦傷病者、母子家庭等および精神障害者医療受給資格要件該当者		
	市民税非課税世帯	寝たきり老人 痴ほう老人 一人暮らし老人	

今月の納税

個人事業税(2期分)
国民健康保険税(6期分)

納期限 11月 30日

口座振替払の方は預金残高の確認をお願いします。

お問い合わせ

在宅医
67 2828

休日急病診療所
67 2555

休日歯科診療所
69 8020

お気軽にご相談ください

相談は無料。
秘密厳守です。

場所 勤労福祉会館相談室

よろず相談

とき 11月 8日(月)・22日(月) 午前 10時～午後 3時
相談員 民生児童委員

法律相談(予約制)

とき 11月 19日(金) 午後 1時～4時
相談員 弁護士 予約受付は 11月 8日(月)からです。

問合先 両方ともに 69 3911